

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月24日

【会社名】 不二製油株式会社

【英訳名】 FUJI OIL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 清水 洋史

【本店の所在の場所】 大阪府泉佐野市住吉町1番地

【電話番号】 072 - 463 - 1081

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 久野 貢

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目5番27号  
(住友不動産三田ツインビル西館内)

【電話番号】 03 - 5418 - 1850

【事務連絡者氏名】 東京支社業務グループリーダー 大広 雅之

【縦覧に供する場所】 不二製油株式会社東京支社  
(東京都港区三田三丁目5番27号(住友不動産三田ツインビル西館内))  
株式会社東京証券取引所  
( 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 兜 町 2 番 1  
号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月23日開催の第87期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月23日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金17円 総額 1,461,316,328円

ロ 効力発生日

平成27年6月24日

#### 第2号議案 新設分割計画承認の件

当社の油脂、製菓・製パン素材、大豆たん白の国内事業を新設分割により、新設分割会社に承継させるものであります。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

商号及び事業目的の変更を行うものであります。

また、会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）の改正に伴い、定款第21条及び第32条の規程の一部を変更するものであります。

#### 第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、清水洋史、久野真、吉田友行、前田裕一、小林誠、木本実、酒井幹夫、松本智樹、三品和広及び田路則子を選任するものであります。

#### 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役として、松本稔及び江名昌彦を選任するものであります。

#### 第6号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、京田誠を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案	708,587	12,356	4,836	(注)1	可決 97.63(%)
第2号議案	720,560	383	4,836	(注)2	可決 99.28(%)
第3号議案	720,192	751	4,836	(注)2	可決 99.23(%)
第4号議案				(注)3	
清水 洋史	675,915	44,948	4,836		可決 93.14(%)
久野 貢	718,603	2,260	4,836		可決 99.02(%)
吉田 友行	718,621	2,242	4,836		可決 99.02(%)
前田 裕一	718,620	2,243	4,836		可決 99.02(%)
小林 誠	718,619	2,244	4,836		可決 99.02(%)
木本 実	718,618	2,245	4,836		可決 99.02(%)
酒井 幹夫	718,598	2,265	4,836		可決 99.02(%)
松本 智樹	718,594	2,269	4,836		可決 99.02(%)
三品 和広	697,828	23,035	4,836		可決 96.16(%)
田路 則子	719,745	1,118	4,836		可決 99.18(%)
第5号議案				(注)3	
松本 稔	611,192	109,751	4,836		可決 84.21(%)
江名 昌彦	451,968	268,975	4,836		可決 62.27(%)
第6号議案	452,430	268,513	4,836	(注)3	可決 62.34(%)

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算していません。